

◆所得金額

※以下の「令和元年中」で表す期間は、「平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」の期間をいいます。

営業等	販売業、製造業、サービス業、建設業などの営業所得のほか外交員、ホステス、自由業などの所得。 収入金額：令和元年中の売上などの収入のほか、その営業に関連する各種の雑収入や、自家消費の商品の代価やリベートだけでなく、令和元年中に収入の確定した金額も含まれます。 必要経費：収入を得るために必要な経費に限られます。たとえば、生活費や所得税、市・県民税などは該当しません。 所得金額：収入金額から、必要経費、専従者控除額(下の※事業専従者参照)を差し引いた金額。																																				
農業	農作物の生産、栽培、家畜、家さんの育成、肥育などによる所得。 必要経費：肥料費、種苗費、農薬費、減価償却費、土地改良費など。 (「収支内訳書」を作成し、申告書と一緒に提出してください。)																																				
不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸ガレージ、貸地などによる所得。 必要経費：火災保険料、減価償却費、固定資産税、修繕費、借入金利子など。																																				
配当	株式の配当金や出資の配当金などの所得。総合課税か分離課税を選択することができます。																																				
給与	給料、賃金、賞与などの所得。 給与所得の算出方法は右表のとおりです。 ※660万円以上のものについて算出した所得金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。 給与所得者の特定支出控除 特定支出がある方は税務署へ確定申告してください。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与収入金額の合計額</th> <th>給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 651,000円未満の場合</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 651,000円以上 1,619,000円未満</td> <td></td> <td>収入金額 - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1,619,000円以上 1,620,000円未満</td> <td></td> <td>969,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 1,620,000円以上 1,622,000円未満</td> <td></td> <td>970,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満</td> <td></td> <td>972,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満</td> <td></td> <td>974,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満</td> <td></td> <td>収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.4</td> </tr> <tr> <td>⑧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満</td> <td></td> <td>収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 180,000円</td> </tr> <tr> <td>⑨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満</td> <td></td> <td>収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 540,000円</td> </tr> <tr> <td>⑩ 6,600,000円以上 10,000,000円未満</td> <td></td> <td>収入金額 × 90% - 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>⑪ 10,000,000円以上</td> <td></td> <td>収入金額 - 2,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入金額の合計額		給与所得金額	① 651,000円未満の場合		0円	② 651,000円以上 1,619,000円未満		収入金額 - 650,000円	③ 1,619,000円以上 1,620,000円未満		969,000円	④ 1,620,000円以上 1,622,000円未満		970,000円	⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満		972,000円	⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満		974,000円	⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.4	⑧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 180,000円	⑨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 540,000円	⑩ 6,600,000円以上 10,000,000円未満		収入金額 × 90% - 1,200,000円	⑪ 10,000,000円以上		収入金額 - 2,200,000円
給与収入金額の合計額		給与所得金額																																			
① 651,000円未満の場合		0円																																			
② 651,000円以上 1,619,000円未満		収入金額 - 650,000円																																			
③ 1,619,000円以上 1,620,000円未満		969,000円																																			
④ 1,620,000円以上 1,622,000円未満		970,000円																																			
⑤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満		972,000円																																			
⑥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満		974,000円																																			
⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.4																																			
⑧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 180,000円																																			
⑨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 540,000円																																			
⑩ 6,600,000円以上 10,000,000円未満		収入金額 × 90% - 1,200,000円																																			
⑪ 10,000,000円以上		収入金額 - 2,200,000円																																			
雑	(公的年金等) 年金や恩給などの所得。所得金額は次の式で算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">65才未満の方 (昭和30年1月2日以後生)</th> <th colspan="2">65才以上の方 (昭和30年1月1日以前生)</th> </tr> <tr> <th><年金収入金額の合計額></th> <th><年金所得金額></th> <th><年金収入金額の合計額></th> <th><年金所得金額></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 130万円未満</td> <td>収入金額 - 70万円</td> <td>① 330万円未満</td> <td>収入金額 - 120万</td> </tr> <tr> <td>② 130万円以上410万円未満</td> <td>収入金額 × 75% - 37万5千円</td> <td>② 330万円以上410万円未満</td> <td>収入金額 × 75% - 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>③ 410万円以上770万円未満</td> <td>収入金額 × 85% - 78万5千円</td> <td>③ 410万円以上770万円未満</td> <td>収入金額 × 85% - 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>④ 770万円以上</td> <td>収入金額 × 95% - 155万5千円</td> <td>④ 770万円以上</td> <td>収入金額 × 95% - 155万5千円</td> </tr> </tbody> </table> (その他) 互助年金、原稿料、印税、講演料など一般に他の所得にあてはまらない所得。	65才未満の方 (昭和30年1月2日以後生)		65才以上の方 (昭和30年1月1日以前生)		<年金収入金額の合計額>	<年金所得金額>	<年金収入金額の合計額>	<年金所得金額>	① 130万円未満	収入金額 - 70万円	① 330万円未満	収入金額 - 120万	② 130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円	② 330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円	③ 410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円	③ 410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円	④ 770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円	④ 770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円												
65才未満の方 (昭和30年1月2日以後生)		65才以上の方 (昭和30年1月1日以前生)																																			
<年金収入金額の合計額>	<年金所得金額>	<年金収入金額の合計額>	<年金所得金額>																																		
① 130万円未満	収入金額 - 70万円	① 330万円未満	収入金額 - 120万																																		
② 130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円	② 330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37万5千円																																		
③ 410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円	③ 410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78万5千円																																		
④ 770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円	④ 770万円以上	収入金額 × 95% - 155万5千円																																		
総合課税の譲渡一時	営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)																																				
分離課税の譲渡	土地、建物等の資産を売った場合に生じる所得。																																				
※事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満を除く)で、あなたの事業に令和元年中に6ヶ月を超える期間従事した方。1人につき配偶者最高86万円、その他の親族最高50万円が控除されます。(配偶者控除、扶養控除を受ける方は除かれます。)																																				

◆所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 領収書・証明書・納税通知書をご持参ください	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金、農業者年金保険料など)であなたが令和元年中に支払った金額が控除になります。																								
小規模企業共済等掛金控除 領収書をご持参ください	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金で令和元年中に支払った金額が控除になります。																								
生命保険料控除 支払額証明書をご持参ください [平成25年度(24年分)から、控除適用限度額が変更となり、入院・通院等にかかる保険料に対して「介護医療保険料控除」が新設されました]	<p>受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約および介護医療保険契約、個人年金保険契約について、令和元年中にあなたが支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料があるとき記入してください。</p> <p>(新制度)平成24年1月1日以降の締結分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額) × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額) × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律に28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円</p> <p>(旧制度)平成23年12月31日以前の締結分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額) × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額) × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律に35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般の保険料(生命・個人年金)あわせて最高限度額70,000円</p> <p>新制度と旧制度の両方の適用を受ける場合の控除額は新制度の限度額が適用されます。新制度のみ、旧制度のみの控除も選択することもできます。</p>	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用		支払った保険料の金額	控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/4 + 14,000円	56,000円超	一律に28,000円	一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用		支払った保険料の金額	控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/4 + 17,500円	70,000円超	一律に35,000円
一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用																									
支払った保険料の金額	控除額																								
12,000円以下	支払った保険料の金額																								
12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 6,000円																								
32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/4 + 14,000円																								
56,000円超	一律に28,000円																								
一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用																									
支払った保険料の金額	控除額																								
15,000円以下	支払った保険料の金額																								
15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 7,500円																								
40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/4 + 17,500円																								
70,000円超	一律に35,000円																								
地震保険料控除 右の表により算出した額を記載してください 支払額証明書をご持参ください	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害額を補填する契約の保険料や共済掛金について、令和元年中に支払った額があるとき記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震保険契約</td> <td>支払保険料の金額 × 1/2(25,000円限度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 旧長期損害保険契約 <small>※経過措置でH18.12.31までの契約に限り適用。</small></td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>(支払った保険料の金額) × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>一律に10,000円</td> </tr> <tr> <td>①、②の両方がある場合</td> <td>①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象となります。</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	① 地震保険契約	支払保険料の金額 × 1/2(25,000円限度)		② 旧長期損害保険契約 <small>※経過措置でH18.12.31までの契約に限り適用。</small>	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,000円超15,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 2,500円		15,000円超	一律に10,000円	①、②の両方がある場合	①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円)								
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額																							
① 地震保険契約	支払保険料の金額 × 1/2(25,000円限度)																								
② 旧長期損害保険契約 <small>※経過措置でH18.12.31までの契約に限り適用。</small>	5,000円以下	支払った保険料の金額																							
	5,000円超15,000円以下	(支払った保険料の金額) × 1/2 + 2,500円																							
	15,000円超	一律に10,000円																							
①、②の両方がある場合	①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円)																								

障害者控除 該当する方は氏名・障害の程度を記載してください 手帳などをご持参ください	あなたや控除対象配偶者(同一生計配偶者)、または扶養親族に障害がある場合、控除を受けることができます。障害者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方や福祉事務所長の認定を受けた方などです。	控除区分	等級	控除額
		普通障害者	(身体) 3級以下 (精神) 2～3級 (療育) B (戦傷病) 第4項以下	26万円
		特別障害者	(身体) 1・2級または寝たきり (精神) 1級 (療育) A (戦傷病) 特別項～第3項	同居していない 30万円 同居 53万円

○福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」も適用可能

寡婦(寡夫)控除 該当する方は <input type="checkbox"/> に✓してください	【寡婦】 控除額は26万円です。夫と死別(生死不明を含む)か離婚後に再婚していない方で、扶養親族または生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子を有する方。 【特別寡婦】 控除額は30万円です。夫と死別(生死不明を含む)か離婚後に再婚していない方が合計所得金額500万円以下の場合で、かつ扶養親族である総所得金額等が38万円以下の子を有する方。 【寡夫】 控除額は26万円です。妻と死別(生死不明を含む)か離婚後に再婚していない方が合計所得金額500万円以下の場合で、かつ生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子を有する方。
--	--

勤労学生控除 該当する方は <input type="checkbox"/> に✓してください 学生証をご持参ください	あなたが大学、高校などの学生で、令和元年中の合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合は控除を受けることができます。控除額は26万円です。専修学校等の生徒であるときは、履修課程の証明書の写し及び在学証明書が必要です。
---	--

配偶者控除(同一生計配偶者) 該当する方は 氏名等を記載してください	あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。ただし、令和元年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超えると控除は適用されませんが、合計所得金額38万円以下の配偶者(同一生計配偶者)が障害者手帳をお持ちの場合、障害者控除を受けることができます。	あなたの合計所得金額	(一般)	(老人) ※70歳以上
		控除額		
		900万円以下	33万円	38万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

配偶者特別控除 配偶者の源泉徴収票等をご持参ください	あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係、控除対象配偶者、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)を有し、あなたの令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が123万円以下である場合、控除を受けることができます。控除額については次のとおりです。	あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円以下
		控除額			
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

扶養控除 該当する方は 氏名等を記載してください	令和元年中の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする親族(ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除く)がいる場合は、その方の氏名、続柄、生年月日およびマイナンバーを記入してください。なお、同一世帯でない方については住所を記入してください。 ※同居老親等とは、あなたまたは配偶者の直系尊属で同居を常況としている老人扶養親族をいいます。	扶養の種類	控除額
		一般の扶養親族 (S25.1.2～H9.1.1生、H13.1.2～H16.1.1生)	33万円
		特定扶養親族 (H9.1.2～H13.1.1生)	45万円
		老人扶養親族 (S25.1.1以前生)	同居老親等以外の者 38万円 同居老親等 45万円

16歳未満の扶養親族 該当する方は 氏名等を記載してください	平成16年1月2日以降に生まれた16歳未満の扶養親族については控除額の適用はありませんが、市・県民税の均等割・所得割の課税判定基準に影響がある場合があります。 ※16歳未満の扶養親族に障害がある場合、障害者控除を受けることができます。
---	--

基礎控除	33万円。すべての納税義務者が控除を受けることができます。
-------------	-------------------------------

雑損控除 り災証明書と領収書をご持参ください	令和元年中に災害等により資産(住宅や家財、車両等)に損失を受けた場合には、{(損害額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10%}または(災害関連支出の金額－5万円)のいずれが多い方が控除額となります。 ※棚卸資産や事業用固定資産等、生活に通常必要でない資産(1個30万円以上の貴金属や骨董等)は対象になりません。
----------------------------------	--

医療費控除 【医療費控除】 医療費の明細書と医療費通知をご持参ください 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】 セルフメディケーション税制の明細書と健康診断の通知表等をご持参ください 区分欄に「1」を記入してください	【医療費控除】 あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和元年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超える場合、その超えた金額が控除額です。限度額は200万円です。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(定期健康診断、がん検診など)を行う方で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和元年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った金額が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額です。限度額は8万8千円です。 ※医療費控除と医療費控除の特例の両方を受けることはできません。どちらか一方の選択になります。
--	---

◆税額から差し引かれる金額

寄附金税額控除 該当する方は寄附金税額控除について記載してください 領収書をご持参ください	あなたが福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部及び県・市が条例で定めた施設等に対して寄附をした場合には、寄附金が総所得金額等の30%のどちらか低い方の金額から、2千円を差し引き10%を乗じた額が控除額となります。また、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村又は特別区に対して寄附をした場合には、(寄附金－2千円)×(90%－所得税の限度税率)で算出した額が加算されます。(所得割額の2割が限度です)
--	--